

## みんなの市民サミット 2023 実行委員会 規約

### 第1条 名称

本会の名称は、みんなの市民サミット 2023 実行委員会と称する。

### 第2条 目的

2023 年に開催される G7 広島サミットを契機に、「核のない、誰ひとり取り残さない、持続可能な社会」を私たちの手で創ることを目的として、G7 サミットや社会課題に対する理解、市民の参加、NPO/NGO 等のアクション、ステークホルダーとの連携、政府への提言等を促すと共に、「みんなの市民サミット 2023」を実施するため、実行委員会を設置する。

### 第3条 活動方針

1. G7 サミットや社会課題のことを市民にわかりやすく伝える。
2. G7 市民社会コアリション 2023 等と連携して G7 サミットに市民からの声を届ける。
3. 広島及び全国の市民活動との連携を深め、「みんなの市民サミット 2023」への参加や、共感の輪を広げ、もって市民活動の活性化を図る。

### 第4条 活動

本会は、第 2 条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 【広報・PR】市民サミットをはじめ、G7 サミットに関わる様々な情報をわかりやすく市民や世界に発信する。
2. 【イベント企画・運営】市民サミットの企画運営を行い、広島と世界がつながるイベントを創る。
3. 【ボランティアサポート】たくさんの参加を募り、みんなが活動しやすい仕組みを創る。
4. 【事務局】契約や経理を適切に管理するほか、全体がスムーズに運ぶよう各種事務を行う。

### 第5条 活動期間

本会の活動期間は、2023 年 2 月 24 日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

### 第6条 会員

1. 本会に賛同会員（団体・法人及び個人）以下会員というを置く。
2. 新たに本会の会員になろうとするものは、会員登録フォームから申込を行うこととする。
3. 下記の要件を満たし、入会が適切であると幹事会が認める場合に、会員となることができる。
4. いずれの会員も、退会を希望する場合は退会届を提出して退会することができる。
5. 会員であっても以下の要件を満たさなくなった場合は、幹事会が退会を求めることができる。

### 記

#### [賛同会員]

- (1) 本会の趣旨に賛同し、相互扶助の精神で一緒に行動する意向があること。

- (2) LOVE (Listen : 聞く・聴く、Open : 心をひらく、Voice : 声に出す、Enjoy : 楽しむ) を大切にする  
こと。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することが主たる目的とする者でないこ  
と。
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを  
目的とする者でないこと。
- (5) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者ではないこと。

#### 第7条 実行委員会

1. 実行委員会は、賛同会員で構成し、次の各号について審議し、決定する。
  - (1) 幹事団体（賛同会員：団体・法人）の選出および改選
  - (2) 活動報告および決算報告の承認
  - (3) その他、幹事会で必要と認めた重要事項
2. 実行委員会は、本会の活動期間中に開催し、本会の共同代表が招集する。ただし、設立においては、  
本会の呼びかけ人が招集する。
3. 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 幹事団体が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 過半数の賛同会員から会議の目的たる事項を示して開催請求があったとき
  - (3) 監事が招集したとき
4. 実行委員会は、賛同会員の過半数の出席（委任状の提出または書面表決・電磁的方法（電子メール  
等）・FAX・オンライン会議システムのいずれかの方法を含む）により成立する。
5. 実行委員会の議決は、出席した賛同会員の過半数の賛成（委任状の提出または書面表決・電磁的方法  
（電子メール等）・FAX・オンライン会議システムのいずれかの方法を含む）をもって決定する。

#### 第8条 幹事団体

1. 本会に、賛同会員で構成する幹事団体を置き、次の各号について審議し、決定する。
2. 幹事団体は 10 団体以上 16 団体以内で構成する。幹事団体数は、幹事会において必要に応じて見直  
す。
3. 幹事団体は、定期的に幹事会に出席し、第9条に定める事項について決定を行う。
4. 幹事団体は、実行委員会において、賛同会員から選出する。
5. 幹事団体の任期は本会の活動終了までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

#### 第9条 幹事会

1. 幹事会は、幹事団体をもって構成し、次の各号について審議し、決定する。
  - (1) 新規会員の承認
  - (2) 本会の共同代表の選出
  - (3) 本会の監事の選任
  - (4) 本会の規約の承認および改正

- (5) 本会の活動計画および予算の承認
- (6) 本会の運営に関し、重要かつ必要な事項
2. 幹事会は、本会の活動期間中、共同代表が必要と認めたときに開催する。
3. 幹事会は、幹事団体の過半数の出席（委任状の提出または書面表決・電磁的方法（電子メール等）・FAX・オンライン会議システムのいずれかの方法を含む）をもって成立する。
4. 幹事会の議決は、出席した幹事団体の過半数の賛成をもって決定する。（委任状の提出または書面表決・電磁的方法（電子メール等）・FAX・オンライン会議システムのいずれかの方法を含む）。
5. 本規約に定めるものの他、幹事会の運営に必要な事項は、幹事会において定める。

#### 第10条 代表

1. 本会には、2～3名の共同代表を置く。共同代表は幹事会を代表し、会務を総理する。
2. 本会の代表は、幹事会において、幹事団体から選任する。
3. 代表の任期は本会の活動終了までとする。ただし、退任を希望する場合は退任届を提出して退任することができる。

#### 第11条 事務局

1. 本会の活動の円滑な実施運営のために、幹事団体は事務局を担う。
2. 事務局の運営に必要な事項は、事務局会議において定めることとし、事務局は適宜、幹事会に報告する。

#### 第12条 会計

1. 会計は事務局が担う。
2. 本会の会計は活動期間内に発生した諸経費及び取引等を対象とする。
3. 事務局は本事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行い、本事業に係る会計帳簿を作成して、本事業の収支状況等を適時かつ正確に記録し、活動期間終了後も5年間、これを事務所に備え付ける。

#### 第13条 監事

1. 本会の活動および財務状況を監査するため、1名以上の監事を置く。
2. 監事は、幹事会が選任する。
3. 監事の任期は本会の活動終了までとする。ただし、退任を希望する場合は退任届を提出して退任することができる。

#### 第14条 規約の改正

本会の規約は、幹事会の決議により改正することができる。

#### 附則

1. 本規約は、2023年2月24日から施行する。
2. 本会の呼びかけ人は、以下の5名とします。

渡部朋子

(NPO 法人 ANT-Hiroshima 理事長)

河野宏樹

(NPO 法人これからの学びネットワーク 代表理事、NPO 法人環境パートナーひろしま 理事長)

平尾順平

(NPO 法人ひろしまジン大学 代表理事)

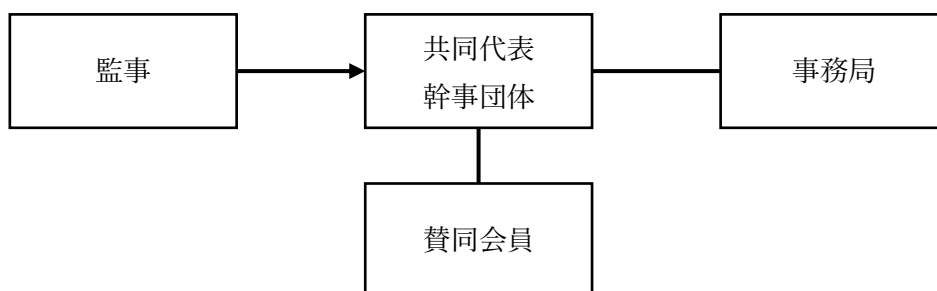
安彦恵里香

(Social Book Cafe ハチドリ舎 店主、カクワカ広島 共同代表)

松原裕樹

(NPO 法人ひろしま NPO センター 専務理事・事務局長)

3. 本会の組織図は以下の通りです。



以上